

福岡市使用済自動車海上輸送事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定再資源化機関が実施する離島支援対策に則り、本市玄界島及び小呂島の使用済自動車を本土の引取業者等へ引き渡すための海上輸送に要した経費に対し補助する福岡市使用済自動車海上輸送事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年4月1日規則第35号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 指定再資源化機関 法第105条に規定する指定再資源化機関をいう。
- (3) 海上輸送 使用済自動車の引取業者等が、船舶により使用済自動車を玄界島又は小呂島から本土まで運搬すること、及びこれに付随する荷役作業をいう。
- (4) 引取業者 法第2条第11項に規定する引取業者をいう。

(補助申請者)

第3条 この要綱による補助金を申請できる者は、玄界島及び小呂島において発生する使用済自動車を本土の引取業者等に引き渡すため、海上輸送を行う者とする。

2 前項の規定による申請は公募とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象とする経費は、第2条第3号に定める海上輸送に要する費用とし、補助対象経費認定限度額及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付規則第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用済自動車輸送実施計画書…別紙1
- (2) 使用済自動車海上輸送の実施を約する書面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後、速やかに事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 引取証明書（法第80条第1項の規定により、引取業者が使用済自動車の引き取りを求めた者に対し交付する書面をいう。）の写し
- (3) 使用済自動車輸送実施一覧…別紙2
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付の時期)

第7条 補助金は、前条実績報告に基づき市長が額を確定した後に交付するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、関係書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則（平成19年 2月16日）

この要綱は平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年11月22日）

この要綱は平成24年12月 1日から施行する。

附 則（平成26年 2月26日）

この要綱は平成29年 3月31日をもって廃止する。

附 則（平成29年 3月15日）

この要綱は平成33年 3月31日をもって廃止する。

附 則（令和 3年 3月18日）

この要綱は令和 7年 3月31日をもって廃止する。

附 則（令和 7年 3月10日）

この要綱は令和11年 3月31日をもって廃止する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費認定限度額(円/台)	補助金の額(円/台)
玄界島からの海上輸送	8, 0 0 0	補助対象経費認定限度額の 10分の8 以内の額。
小呂島からの海上輸送	1 2, 0 0 0	同上